

# 琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867</a>

31

相神

大臣 J 本

次元

事務局長

局長

一長直

朱長松

参事

十月二十六日 相神屋在東京使令後録

印

日得

1937年三月二十日 相神屋

本席者

相神屋 山内治 事務局長 参事

事務局長

大臣 商の会等の際 安全保障修繕問題の状況をスロウダウンする事

情に付お話ししたが、其の後に会を中止し、事件を待つ得る気運には

なされた。事件に於ては或程意見違が主の上 PR を行ふ必要ある事は

参事長の意見を徹すし、即ちあり、又党内の種々の議論も概して

外務省

行の付お話ししたが、其の後に会を中止し、事件を待つ得る気運には

なされた。事件に於ては或程意見違が主の上 PR を行ふ必要ある事は

参事長の意見を徹すし、即ちあり、又党内の種々の議論も概して

なされた。事件に於ては或程意見違が主の上 PR を行ふ必要ある事は

参事長の意見を徹すし、即ちあり、又党内の種々の議論も概して

なされた。事件に於ては或程意見違が主の上 PR を行ふ必要ある事は

参事長の意見を徹すし、即ちあり、又党内の種々の議論も概して

外務省

3月14日米双から送られた(1)米の買入を中止するに決めたこと  
 2. 米の買入を中止するに決めたこと  
 3. 米の買入を中止するに決めたこと  
 4. 米の買入を中止するに決めたこと  
 5. 米の買入を中止するに決めたこと  
 6. 米の買入を中止するに決めたこと  
 7. 米の買入を中止するに決めたこと  
 8. 米の買入を中止するに決めたこと  
 9. 米の買入を中止するに決めたこと  
 10. 米の買入を中止するに決めたこと

米の買入を中止するに決めたこと  
 米の買入を中止するに決めたこと  
 米の買入を中止するに決めたこと  
 米の買入を中止するに決めたこと  
 米の買入を中止するに決めたこと  
 米の買入を中止するに決めたこと  
 米の買入を中止するに決めたこと  
 米の買入を中止するに決めたこと  
 米の買入を中止するに決めたこと  
 米の買入を中止するに決めたこと  
 米の買入を中止するに決めたこと

はたして其の如何なる程度はよくあるか。自らの手止ける  
いはたの程が内閣の責任をどうと申上げようか。

(大臣より別掲一カ四項以下を採り出した。其の間十九項を  
二箇の箇で

採り出し、別掲二草案を平文とした。)

大使 以上が所長は基本に根を重宝にする。御件を得ておるの  
個々のコメントを致す。

大使及事務長は、其のコメントに於て、半園が如何の同意を

はたして其の如何なる程度はよくあるか。自らの手止ける

いはたの程が内閣の責任をどうと申上げようか。

(大臣より別掲一カ四項以下を採り出した。其の間十九項を

採り出し、別掲二草案を平文とした。)

大使 以上が所長は基本に根を重宝にする。御件を得ておるの

個々のコメントを致す。

大使及事務長は、其のコメントに於て、半園が如何の同意を

以下に記述がある。但し、この草案は勿論、第一見しただけであらうが、  
 米國の従軍看護婦の根拠的の確立してゐる様である。若し此の  
 草案が由米國の議事として通過したならば、今國の事情は是れを終了  
 である。此種決議が給ると同じである。之を以てして遂に協会の  
 上の關係を如何にするか、大抵は法がなるとして、簡便なる形  
 式である。米國側としては、この通りで得る基礎がある。何故  
 否、米國側としては、其の確立を申上る。

先に米に其の目的を述べた。米國の軍令と米軍同盟は、持長性  
 信託性とは異なる性質のものである。其の性質を根拠は、軍令  
 軍事同盟となく、其の目的の相互性、Community of Interest  
 となることである。若し此種の關係を予て規定がなければ、上院  
 への何れかの承認の制は、自由の建設計案である。其の米國の  
 本質に限り、自由の型には、此の事は、其の性質である  
 である。是れは、支那の法に、一歩行進するところであり、其の性質



大使 特許事項問題の交渉と云ふことは、此の儘では専門の準備が要する  
 男子

中野が著した地域の問題に於て個人の名を挙げんとする。之を日本銀行に  
 限ると云ふは、自らは現地に於てから日本側の事情を理解せよと云  
 はず *argued rhetorically* である。此の如く草案の表現は何と云ふに難い。先  
 此の表現には、共通の後援したる觀念の全く合致を以て得ず。日本の  
 大使が「米國は *Willy Willy* に在りて防衛すべきものなり」と云ふ事

と云ふ事である。何の如く「交渉」の表現が如何に得るべきである。共通の危険に於  
 て「交渉」の行動する」と云ふ事は、米國は自らの防衛の者草案を提出す  
 と云ふ事、其の表現である。何の如く「交渉」の事があるか、自らは「交渉」は  
 い。修飾地域を日本が制限したる「交渉」の表現は、其の如くである。其の如  
 である。此の如くは「交渉」である。此の表現を其の如く「交渉」の如く打撃して  
 ある。修飾地域を日本が制限したる「交渉」の表現は、其の如くである。其の如  
 である。其の如くである。



次に基地使用と行政協定との二つの物同連上の問題を付申上る。まず  
 専ら三宗は基地使用かつ別に合意を以てして従ふ」となっているが、  
 例として、  
 例として、  
 善し米国の日本防衛義務に見合う日本防衛義務と云ふものがなく  
 基地使用には相互性、の基礎は基地使用である。又日本防衛の義務は  
 日本のものである。使用し得るに非ざるを得ない。以上三宗の表  
 現は基地使用と云ふことと云ふことか、はつきりしないと思ふ。施設は既

付ては、  
 たいしと思ふ。勿論、  
 二は言ふに、  
 此種な三宗である。よして、  
 と、  
 行政協定に於ては、  
 之行に於ては、

勿論日本側の同意が米側の同意を得る以前に、米側としては新義  
 修訂の行政協定にはつきりした法が成り立たなければ、修訂協定に合意す  
 ることは出来ぬ。若し日本側が現行協定に於ける大體格は實質的修訂  
 を受けるに同意せざる、それは一帯二年を要し到底同意を得ない。且  
 實質的修訂をなく現行協定を新修訂に適合す様調整すること云  
 うことは勿論よく得るべきである。又形式として新義協定又は  
 別の方法も検討せし得ると思ふ。何れにせよ現行協定は失効するべし。

之に代り、ものに付はつきり合意が成るまで待つて置く。  
 不レミニラに我々、議定書の形式は如何なる形式とては協定が成ると思ふ  
 が、議定書が成るには米議定書の批准とある必要を要する。然して其の内閣は  
~~批准とある必要を要する~~ 批准とある必要を要する。米議定書の批准は  
 批准とある必要を要する。文書は右修訂の。内閣文書として議定書  
 には(米)が批准の必要はない。尚表現もよく採らねばならぬ。日  
 本政府以外の目的と見せしめ、如何なる目的の外と見せしめるといふこと

思考

高次命令は、<sup>に付</sup>一方向に、半導体の使用の領域に適用した日本  
が拒否権を持つ権利があるが、それは極力了解と達子。

大凡 其の事は多回の際にあり、我々の立場は、

大更 姑論として申上るが、右件は我々の複雑な問題に、又我々の

作らざる支分を承継し得るべきことなれば、なると思ふ。右件作ら

二三年前、又いざうかむかむと様々となつてあるは、日本例に

種々の問題あり、自ら、本國例に於て、大なる困難を予見して、

今作らざるは、<sup>general context of form</sup>を條を行き交ひ、其の、<sup>は</sup>我々の

望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、

問題に、<sup>は</sup>我々の望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、

予ら、<sup>は</sup>我々の望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、

我々の個人に、<sup>は</sup>我々の望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、

付は、<sup>は</sup>我々の望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、<sup>は</sup>我々の望むべく、

一、その本質は「主権」にあり、又その本質は「平等」にあること、  
 二、修約  
 三、内閣の全一が修約の中心として活動すること、  
 四、又これら二つ  
 五、其の中心が「主権」にあり、  
 六、又これら二つ

大臣 中野の元が三回あること

七、其の中心が「主権」にあり、  
 八、又これら二つ  
 九、其の中心が「主権」にあり、  
 十、又これら二つ  
 十一、其の中心が「主権」にあり、  
 十二、又これら二つ

加えて、その見方

十三、其の中心が「主権」にあり、  
 十四、又これら二つ  
 十五、其の中心が「主権」にあり、  
 十六、又これら二つ

防衛義務、税金の徴収

十七、其の中心が「主権」にあり、  
 十八、又これら二つ  
 十九、其の中心が「主権」にあり、  
 二十、又これら二つ

行政上の内閣の沈黙

二十一、其の中心が「主権」にあり、  
 二十二、又これら二つ  
 二十三、其の中心が「主権」にあり、  
 二十四、又これら二つ

二十五、其の中心が「主権」にあり、  
 二十六、又これら二つ  
 二十七、其の中心が「主権」にあり、  
 二十八、又これら二つ

この上程の上 ~~...~~ である。

何れにせよ、もしも、~~...~~ 採る。その際、イトの会議にて *meeting of minds* を求め

其の上、草案を提出して、~~...~~ 採る。その際、イトの御

申す所、~~...~~ 採る。その際、イトの御

尚、~~...~~ 採る。その際、イトの御

二、~~...~~ 採る。その際、イトの御

大臣、~~...~~ 採る。その際、イトの御

急務は別として、~~...~~ 採る。その際、イトの御

大臣、~~...~~ 採る。その際、イトの御

新に採る。その際、イトの御

~~...~~ 採る。その際、イトの御

大臣、~~...~~ 採る。その際、イトの御